

# 公民館の市民センター（コミュニティセンター）化について

## 1. 地域・住民のニーズ

地域コミュニティ活動の拠点として、現在の公民館の管理基準を緩和し、誰もが利用しやすい施設への意向の要望がある。

- 例) ・公民館で地域づくりにつながる活動・物販をしたい  
 ・放課後の学習の場として利用したい  
 ・地域でコミュニティビジネスを行いたい など

### 【目指す施設】

- ・住民にとってより有効に使える施設
- ・地域づくりに役立つ施設
- ・引き続き生涯学習が推進できる施設



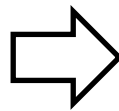
施設利用における社会教育法の適用除外が必要

## 2. 社会教育法の適用除外について

公民館

コミュニティセンター

生涯学習  
 (社会教育法に基づく)



法の適用除外

生涯学習  
 +  
 地域づくり活動、地域交流など

## 3. 公民館とコミュニティセンターの比較

	公民館	コミュニティセンター
設置主体	教育委員会	市長部局
設置根拠	市公民館条例	市コミュニティセンター条例
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ施設
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育法の適用により、営利を目的としない講座を受講できる。</li> <li>・住民の身近な場所で学習機会が得られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくりに係る特産物の有償提供など多用途利用が可能。</li> <li>・学習事業に加え、住民の自主的な地域づくり活動など、利用の幅が広がる。</li> <li>・住民交流の場の提供など、地域の実情に合った利用が可能。</li> <li>・住民の身近な場所で学習機会が得られる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利を目的とした活動の禁止(社会教育法第 23 条)。</li> <li>・資格取得を目的にした講座がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称を変更することで、住民に不安感が生じる可能性がある。</li> </ul>

## 4. コミュニティセンター移行で可能となる具体例

- ・地域で採れた野菜などの有償提供（物販）
- ・学習の場として提供
- ・企業による地域貢献に関する内容の研修会や会議等の利用
- ・介護予防・日常生活支援総合事業等に活用  
 (介護予防クラブ活動やコミュニティカフェなど)
- ・地域の発展に繋がる有料イベントの開催